

(お知らせ)

令和3年3月
近畿中部防衛局
企画部防音対策課

住宅防音事業における押印見直し及び事務手続きの電子化の導入について

今般、「防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱（平成22年防衛省訓令第10号）」及び「住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務実施要項の制定について（防地防第1198号。27.1.30）」が、一部改正されました。

これにより、住宅防音事業の補助金交付に係る申請について、令和3年度から、運転免許証等（運転免許証、健康保険証等）の写しを提出していただくにより、押印を省略することとなりましたので、お知らせします。

また、希望があれば、住宅防音事業の申請書類について、電子メールで提出することが可能となりましたので、併せてお知らせします。

なお、手続きの流れについては、住宅防音工事のあらまし（<https://www.mod.go.jp/rdb/kinchu/initiatives/jubou/>）に掲載予定（3月中）ですのでご覧下さい。

本件に関し、ご質問等がある場合は下記問い合わせ先までご連絡願います。

【お問い合わせ先】06-6945-4967
近畿中部局企画部防音対策課